

標茶都市計画（標茶町） （非線引き都市計画区域）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

（1）目標年次

この方針では、標茶町都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年(2030 年)の姿として策定する。

（2）範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

標茶都市計画区域	市 町 名	範 囲	規 模
		標 茶 町	行政区域の一部

2. 都市づくりの基本理念

本区域は、釧路・根室連携地域釧路地域のほぼ中央に位置しており、地勢は大別して丘陵地帯と平野部に分けられる。釧路川、別寒辺牛川及び西別川の各河川流域は平野部となっており、釧路湿原をはじめとした湿地帯が広く分布している。

市街地は、釧路川を挟んで川東地区と川西地区の 2 つの市街地に分かれるものの、コンパクトに形成されている。

人口は減少傾向が続いており、高齢化と生産年齢人口の減少が同時に進む厳しい状況が予想される。

商業環境については、消費者ニーズの多様化やモータリゼーションの進展により、消費活動の広域化が進み、大型店舗が集積する近隣市町に購買力が流出している。これを抑制するための様々な取組みがなされているが、依然として活力の低下が懸念されており、後継者の確保や商店街としての連携の強化、商業施設の集積化が求められている。

本区域では、まちづくりの将来像を「みどりとふれあいの郷 元気あふれるまちづくり」とし、住民・事業者・行政のそれぞれの役割分担を明確にし、それぞれが役割と責任を果たしながら、住民・事業者・行政の連携・協働によって『自然の共生』しつつ、『産業と地域』を育てていくことを基本姿勢として、「自然と共生した協働の郷 元気がでるコンパクトタウン しべちゃ」を都市づくりの基本理念と設定している。

本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、市街地の拡大を抑制し、安全・安心で暮らしやすく、都市の防災性の向上が図られ、資源循環が進んだ効率的な都市構造を有する、誰もが安心して心豊かに住み続けられるコンパクトなまちづくりに向けた都市づくりを進める。

II. 区域区分の決定の有無

1. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から、急激かつ無秩序な市街地の進行は見られず、用途地域周辺の農林業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口や世帯数は減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であり、今後ともこれらが増加、発展に転じることは容易でないと推測される。

今後は未利用地等を有効利用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても、急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域では、JR標茶駅を中心に、駅前中央通、国道274号及び国道391号を中心に市街地が形成され、計画的に市街地の整備が進められてきた。

しかしながら、近年は人口・世帯減少や高齢化の進行、空き店舗の増加による商業業務機能の低下、賑わいの喪失等が課題となっている。

このため、本区域では、都市を取り巻く環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする「コンパクトなまちづくり」を目指し、住宅地、商業業務地、工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・一般住宅は、開運地区、川上地区、常盤地区、旭地区、平和地区及び桜地区に配置し、中高層住宅を主体として適切にオープンスペースが確保された良好な住環境の形成を図る。
- ・専用住宅地は、桜地区に配置し、低層住宅を主体として釧路川の河川空間と調和した良好な住環境の形成を図る。

② 商業業務地

- ・本区域の商業業務地は、中心商業業務地、地域商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
- ・中心商業業務地は、JR標茶駅西側の3・4・1号駅前中央通（主要道道中標津標茶線）と3・4・3号虹別通（主要道道中標津標茶線）の交差点を中心として配置し、地域特性やニーズに対応した商業業務機能の集積を図るとともに、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた商業業務地を形成する。
- ・地域商業業務地は、3・4・1号駅前中央通（国道274号）と3・4・2号開運通（国道391号）の交差点を中心として配置し、近隣住民のための日常生活利便施設が集積する住区核の形成を図る。
- ・沿道商業業務地は、開運地区の3・4・2号開運通（国道391号）沿道に配置し、幹線道路沿道の利便性の向上を図る。

③ 工業・流通業務地

- ・本区域の工業・流通業務地は、専用工業地及び一般工業地で構成する。
- ・専用工業地は、JR標茶駅東側の釧路内陸標茶工業団地に配置し、引き続き工業施設や流通業務施設の集積を図る。
- ・一般工業地は、市街地の北側及び南側の3・4・2号開運通（国道391号）沿道等に配置し、工業系土地利用の維持、増進を図る。

(2) 市街地の土地利用の方針

① 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・ 土地区画整理事業等により計画的に整備された住宅地については、引き続き良好な住環境の維持に努める。
- ・ 道路等の公共施設のバリアフリー化をはじめ、ユニバーサルデザインの導入により、若年世帯から高齢者まで安心して住み続けることができる住宅地の形成を図る。

(3) その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本地区のうち、集团的農地や国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後も優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象としない。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 溢水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。
- ・ 土砂災害特別警戒区域に指定されている常磐地区及び開運地区については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。
- ・ 既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に努める。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

豊かな自然環境を有する山林原野、樹林地、丘陵地及び河川敷地等については、今後とも良好な自然環境の保全に努める。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

用途地域の指定のない区域について、無秩序な土地利用や市街地の拡大を防ぐため、特定用途制限地域を定めることにより、土地利用の整序を図る。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、釧路・根室連携地域釧路地域のほぼ中央に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間の空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める。
- ・基幹産業である酪農業の生産物等の輸送と、道東地域の観光ルートとしての道路交通網の形成を図る。

b 整備水準の目標

交通体系については、広域かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

	平成 27 年(2015 年) (基準年)	令和 12 年(2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	3.97km/km ²	3.97km/km ²

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

- ・地域高規格道路道東縦貫道路（候補路線）が計画されていることから、関連道路網の検討を行う。
- ・3・4・1号駅前中央通（国道274号、主要道道中標津標茶線）及び3・4・2号開運通（国道391号）を都市の骨格となる道路とする。
- ・3・4・3号虹別通（主要道道中標津標茶線）、3・4・4号富士通（主要道道厚岸標茶線、町道麻生18線）、3・4・11号旭常盤通（主要道道厚岸標茶線）及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。

b 交通結節点等

3・4・1号駅前中央通（国道274号、主要道道中標津標茶線）にJR釧網本線標茶駅の駅前広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保する。

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

ア 下水道

都市の健全な発展と生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、下水道整備を促進する。

イ 河川

流域が本来有している保水・遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画等を勘案して総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境などに配慮しつつ、防災と親水を目的として、河川及び水辺空間の整備に努める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

本区域の下水道普及率は、平成27年（2015年）で89.5%であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備の促進を図る。

イ 河川

河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

標茶公共下水道については、下水管渠を確保し、桜地区に処理場を適切に配置する。

b 河川

釧路川及びオモチャリ川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境と市街地が融合する河川及び水辺空間の整備に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

市街地内の下水道未整備地区の下水管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら改築更新を行う。

(3) その他の都市施設

ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

3. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

本区域における緑地の形態は、市街地を貫流する釧路川の河川空間と西部に広がる丘陵樹林地が、良好な自然環境を形成している。

本区域の都市環境の現状を踏まえた上で、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及びその他の機能が総合的に発揮され、かつ、緑とオープンスペースのネットワークの形成やコンパクトなまちづくりに対応するように緑地の整備、再整備又は保全を行い、緑地全体の適正配置を図る。

(2) 緑地の配置の方針

① 緑地系統ごとの配置方針

a 環境保全系統

都市の骨格となる緑地として、富士公園、駒ヶ丘公園、虹別公園、釧路川標茶緑地、開運緑地及び憩いの広場緑地を配置する。

b レクリエーション系統

日常圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、街区公園、富士公園を配置するとともに、週末圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、駒ヶ丘公園、虹別公園、釧路川標茶緑地、開運緑地及び憩いの広場緑地を配置する。

c 防災系統

災害時における避難地あるいは防災拠点として、街区公園、富士公園及び駒ヶ丘公園を配置する。

d 景観構成系統

郷土的景観を形成する釧路川標茶緑地を配置する。

② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針

コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。

また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、都市緑地法の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、各種計画等を踏まえて、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として定める。